

# 農地耕作条件改善事業交付金交付要綱

制定 平成28年4月1日付け27農振第2324号  
最終改正 平成31年3月29日付け30農振第4024号

各 地 方 農 政 局 長  
内閣府沖縄総合事務局長  
北 海 道 知 事

} 殿

農林水産事務次官

## (通則)

第1 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、交付対象事業者に交付金を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

## (交付の目的)

第2 交付金は、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備について、農業者の自力施工も活用し、迅速に推進するなど、耕作条件の改善を機動的に実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速についての支援を行うとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組を支援することで、もって競争力の強化を図ることを目的とする。

## (交付の対象及び交付率)

第3 第1に規定する交付対象事業者は、別表1に掲げるところによるものとする。また、交付対象事業は以下に掲げるとおりとし、交付対象事業に係る経費及びその交付率は、別表2の経費の欄及び交付率の欄に掲げるところによるものとする。

- (1) 地域内農地集積型
- (2) 高収益作物転換型
- (3) 農地集積推進型

(単年度交付限度額)

第4 年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付限度額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲において定めるものとする。

$$\text{単年度交付限度額} = A + B \times \alpha + C \times \beta$$

A：実施要綱第10に定める農地耕作条件改善計画（以下「計画」という。）に位置付けられた別表2の経費の欄の1に掲げる事業に係る単年度交付限度額

B：計画に位置付けられた別表2の経費の欄の2に掲げる事業に係る単年度交付限度額算定のための事業費

C：計画に位置付けられた別表2の経費の欄の3に掲げる事業に係る単年度交付限度額算定のための事業費

$\alpha$ ：別表2の経費の欄の2に掲げる交付率の欄に定める交付率

$\beta$ ：別表2の経費の欄の3に掲げる交付率の欄に定める交付率

- 2 交付対象事業者は、単年度交付限度額の範囲内で、計画内の経費間及び年度間で、予算の調整を行うことができるものとする。ただし、交付対象事業について、国の補助等の割合について個別の法令等に規定がある場合を除く。
- 3 交付金の交付後、交付対象事業の進捗の状況により、2の規定を適用した結果、事業費の実績額に基づいて1の規定より算出される単年度交付限度額が、交付された金額と異なることとなったときは、交付された金額から事業費の実績額に基づいて算出される単年度交付限度額を控除した額（以下「差額」という。）は、計画ごとに次年度の単年度交付限度額の算定において調整することができるものとする。
- 4 3の規定による調整は、次年度の単年度交付限度額から差額を控除することにより行うものとする。
- 5 交付対象事業者（都道府県及び市町村に限る。）が事業実施主体（前記交付対象事業者が都道府県の場合は市町村を含む。）に対し、交付対象事業に要する経費の一部について交付をする交付対象事業においては、当該交付対象事業者（都道府県及び市町村に限る。）が当該事業実施主体に対して交付をする費用の額の範囲内の事業費に限り、2、3及び4の規定を適用する。

(申請手続)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする者は、交付申請書正副2部を地方農政局長等（北海道にあつては大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 2 交付対象事業者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以

下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第6 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出時期は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第7 地方農政局長等は、第5第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、交付対象事業者に対しその旨を通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8 交付対象事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約等)

第9 交付対象事業者(地方公共団体以外の交付対象事業者に限る。)は、交付対象事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、地方農政局長等に届け出なければならない。

2 交付対象事業者(地方公共団体以外の交付対象事業者に限る。)は、交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 交付対象事業者(地方公共団体以外の交付対象事業者に限る。)は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第10 交付対象事業者は、交付規則第3条第1号の規定に基づき、地方農政局長等の承認を受けようとする場合は、別記様式第3号による変更承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第11 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 計画相互間の経費の額の流用
- (2) 交付対象事業者の名称の変更
- (3) 第3の(1)から(2)への事業の変更

(事業遅延の届出)

第12 交付対象事業者は、交付対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに交付対象事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付対象事業の遂行が困難となった理由及び交付対象事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払の請求)

第13 交付対象事業者は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第4号の概算払請求書正副2部を地方農政局長等に設置されている官署支出官に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降とする。

(状況報告)

第14 交付対象事業者は、交付金の交付決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第5号による事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第4号による概算払請求書を提出した場合には、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項に規定する時期のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、交付対象事業者に対して当該交付事業の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第15 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、交付対象事業者は、交付対象事業を完了したときは、その日から、1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 第5第2項のただし書の規定により交付の申請をした交付対象事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第5第2項のただし書の規定により交付の申請をした交付対象事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、

地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第16第1項の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

- 第16 地方農政局長等は、第15第1項の規定による実績報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付対象事業者に通知するものとする。
- 2 地方農政局長等は、交付対象事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
  - 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

- 第17 地方農政局長等は、第10の規定による交付対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
- (1) 交付対象事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 交付対象事業者が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 交付対象事業者が、交付対象事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 地方農政局長等は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第16第3の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第18 交付対象事業者は、交付対象経費（交付事業を他の団体に実施させた場合におけ

る対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

#### (財産の処分の制限)

第19 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間(以下「処分制限期間」という。)とする。
- 3 交付対象事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認について、第18第2の規定を準用する。

#### (交付金の経理)

第20 交付対象事業者は、交付対象事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付対象事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 交付対象事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 交付対象事業者は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第8号の財産管理台帳その他関係資料を整備保管しなければならない。

#### (交付金調書)

第21 交付対象事業者(地方公共団体の交付対象事業者に限る。)は、当該交付対象事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第9号による交付金調書を作成しておかなければならない。

#### (間接交付金交付の際付すべき条件)

第22 交付対象事業者(都道府県及び市町村に限る。)は、間接交付対象事業者(別表1に掲げる交付対象事業者のうち都道府県及び市町村以外。ただし、前記交付対象事業者が都道府県の場合は市町村を含む。)に交付金を交付するときは、本要綱第9から第21まで(間接交付対象事業者が市町村の場合は、本要綱第10から第21まで)の規定に準ずる条件を付さなければならない。

附 則

- 1 この改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 農地耕作条件改善事業交付金交付要綱の一部改正について（平成31年3月29日付け30農振第4024号農林水産事務次官依命通知）による改正前の本要綱により実施した事業については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

別表 1 (第 3 関係)

交 付 対 象 事 業 者	
1	農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「多面実施要綱」という。）別紙5に規定する広域活動組織、農業委員会
2	農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）、特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条4項に規定する特定農業法人をいう。）及び多面実施要綱別紙6に規定する活動組織のうち、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす者 (1) 実施要綱別表の区分の欄の1の事業種類の欄の(1)から(10)までに掲げるもの及び同別表の区分の欄の2の事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの（以下「ハード事業」という。）の実施区域がある市町村において、人・農地プランの中心経営体に位置付けられていること又は位置付けられることが確実と見込まれること (2) ハード事業の実施区域において、農地中間管理機構から農地を借り受けていること又は借り受けることが確実と見込まれること
3	第3の(3)の事業については都道府県

別表 2 (第 3 関係)

経 費	交 付 率
農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第2の規定に基づいて行う以下の事業に要する経費	
1 実施要綱別表の区分の欄の1の事業	定 額
2 実施要綱別表の区分の欄の2の事業 (1) 純工事費 (2) 測量設計費 (3) 用地費及び補償費 (4) 船舶機械器具費 (5) 全体実施設計費 (6) 換地費 (7) 調査・調整費 (8) 経理管理・指導費	当該交付対象事業費又は当該間接交付対象事業費の1/2以内 ただし、別表3に掲げる地域等において行うものにあつては、同表の交付率の欄に掲げる交付率
3 実施要綱別表の区分の欄の3の事業	当該交付対象事業費の1/2以内

別表3（第3関係）

地 域 等	交 付 率
北海道	北海道の畑地帯において北海道が事業実施主体となつて行うものにあつては、当該交付対象事業費の52%以内
沖縄県	当該交付対象事業費又は当該間接交付対象事業費の80%以内
奄美群島振興特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づく指定地域	<p>当該交付対象事業費又は当該間接交付対象事業費の60%以内</p> <p>ただし、鹿児島県が事業実施主体となつて行うもののうち、水田地帯において農業用排水施設の整備を行うものにあつては、当該交付対象事業費の65%以内、畑地帯において行うものにあつては、当該交付対象事業費の2/3以内</p>
<p>離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された半島、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に基づき指定された地域、山村振興法（昭和40年法律第64条）第7条第1項の規定に基づき指定された地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から平成16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村とみなされる区域を含む。）を含む。）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域又は急傾斜畑地帯（旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。））</p>	<p>当該交付対象事業費又は当該間接交付対象事業費の55%以内</p>

平成〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金交付申請書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

北海道（道内市町村を含む。）及び  
北海道内に主たる事務所が所在する  
交付対象事業者にあつては農林水産大臣、  
沖縄県（県内市町村を含む。）及び  
沖縄県内に主たる事務所が所在する  
交付対象事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長

住 所  
団 体 名  
代 表 者 氏 名 印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので農地耕作条件改善事業交付金交付要綱第5の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画

区 分	事業実施 期 間	事 業 内 容	備 考
〇〇地区 地域内農地集積型 、 高収益作物転換型 又は 農地集積推進型	H〇〇 ～ H〇〇	1 定額  2 定率	事業実施主体：
△△地区 地域内作物集積型 、 高収益作物転換型 又は 農地集積推進型	H〇〇 ～ H〇〇	1 定額  2 定率	事業実施主体：

3 経費の配分及び負担区分（別紙1のとおり）

4 事業完了予定年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
国庫交付金 都道府県費 市町村費 その他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
A 地域内農地集積型 、 B 高収益作物転換型 又は C 農地集積推進型  1 定額助成 (1) 田の区画拡大(水路の 変更を伴わないもの) (2) 田の区画拡大(水路の 変更を伴うもの) (3) 畑の区画拡大(水路の 変更を伴わないもの) (4) 畑の区画拡大(水路の 変更を伴うもの) (5) 暗渠排水 (6) 湧水処理 (7) 末端畑地かんがい施設 (8) 客土 (9) 除磷 (10-ア) 更新(用水路)	円	円	円	円	

(10-イ) 更新(排水路) (10-ウ) 更新(農作業道) (10-エ) 更新(特認事業) (11) 条件改善推進費 (12) 高収益作物転換推進費  2 定率助成 (1) 農業用排水施設 (2) 暗渠排水 (3) 土層改良 (4) 区画整理 (5) 農作業道 (6) 農地造成 (7) 農用地の保全 (8) 営農環境整備支援 (9) 管理省力化支援 (10) 品質向上支援 (11) 条件改善促進支援 (12) 高収益作物導入支援 (13) 指導  3 農地集積推進助成 (14) 農地集積推進支援					
合 計					

## 6 添付資料

- (1) 都道府県又は市町村の交付金交付規定又は要綱（間接交付を行う場合に限る。）
- (2) 交付対象事業者の定款等の団体規程
- (3) 交付対象事業者の資産及び負債に関する事項
- (4) 交付対象事業者の収支予算（収支決算）

（注）変更承認申請又は実績報告にあつては、添付資料の提出を省略することができる。  
ただし、既に提出した添付資料に変更があつた場合は、この限りでない。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔交付対象事業者〕 殿

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 氏 名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。  
また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

平成〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

北海道（道内市町村を含む。）及び  
北海道内に主たる事務所が所在する  
交付対象事業者にあつては農林水産大臣、  
沖縄県（県内市町村を含む。）及び  
沖縄県内に主たる事務所が所在する  
交付対象事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長

住 所  
団 体 名  
代 表 者 氏 名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）し【交付金〇〇〇円の追加交付（減額承認）を受け】たいので、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱第10の規定に基づき申請する。

記

- (注) 金額に変更のない場合は、【 】の部分を除くこと。
- (注) 記の記載の要領は、別記様式第1号の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式の「1 事業の目的」を「1 変更の理由（中止の場合は「1 中止の理由」、廃止の場合は「1 廃止の理由）」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
- なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限って添付すること。（交付申請時以降変更のない場合は省略できる。）



- (注) 1 遂行状況報告を兼ねていない場合は、宛先の [※] 及び本文の 【 】 の部分を除くこと。
- 2 記の「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「2 事業の内容及び計画」の「区分」の欄を記載すること。
- 3 記の「事業の遂行状況」の事業費の欄には、工事等の出来高を金額に換算した額を記載すること。

平成〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

北海道（道内市町村を含む。）及び  
北海道内に主たる事務所が所在する  
交付対象事業者にあつては農林水産大臣、  
沖縄県（県内市町村を含む。）及び  
沖縄県内に主たる事務所が所在する  
交付対象事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長

住 所  
団 体 名  
代 表 者 氏 名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱第14の規定により、その事業遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	本年度 事業費	国 庫 交付金	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
			〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
			事 業 費	出来高 比 率	事 業 費	事業完了 予定年月日	
	円	円	円	%	円	〇月〇日	
合 計							

- (注) 1 記の「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「2 事業の内容及び計画」の「区分」の欄を記載すること。  
2 記の「事業の遂行状況」の事業費の欄には、工事等の出来高を金額に換算した額を記載すること。

平成〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金実績報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

北海道（道内市町村を含む。）及び  
北海道内に主たる事務所が所在する  
交付対象事業者にあつては農林水産大臣、  
沖縄県（県内市町村を含む。）及び  
沖縄県内に主たる事務所が所在する  
交付対象事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長

住 所  
団 体 名  
代 表 者 氏 名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱第15第1項の規定により、その実績を報告する。

【また、併せて精算額として交付金〇〇〇円の交付を請求する。】

記

- (注) 1 精算額がない場合は、【 】の部分を除くこと。
- 2 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。この場合において、同様式の記の「2 事業の内容及び計画」を「2 事業の内容及び実績」と、「3 経費の配分及び負担区分（別紙1のとおり）」を「3 経費の配分及び負担区分（別紙2のとおり）」と、「4 事業完了予定年月日」を「4 事業完了年月日」と、「5 収支予算」を「5 収支精算」と、「(1)収入の部」及び「(2)支出の部」の「本年度予算額」及び「前年度予算額」をそれぞれ「本年度精算額」及び「本年度予算額」と置き換えるものとする。
- また、間接交付金の交付をしている場合にあつては、同様式の記の「5 (2)支出の部」の備考欄に間接交付金の交付を完了した年月日を記載（複数の間接交付先がある場合は、交付先別に記載）するものとする。
- 3 添付資料については、支払経費ごとに内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は別記様式第9号の交付金調書の写し及び契約書の写し（ただし、間接交付事業に係るものについては、契約書の写しの添付は要しない）等を添付し、経費以外のものは、交付金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付すること。

平成〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金の消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

北海道（道内市町村を含む。）及び  
北海道内に主たる事務所が所在する  
交付対象事業者にあつては農林水産大臣、  
沖縄県（県内市町村を含む。）及び  
沖縄県内に主たる事務所が所在する  
交付対象事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長

住 所  
団 体 名  
代 表 者 氏 名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知があつた事業について、  
農地耕作条件改善事業交付金交付要綱第15第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の交付金等の額の確定額 （平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）	金	円
2 交付金等の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 交付金返還相当額（3－2）	金	円

（注） 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。なお、交付対象事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。  
・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）  
・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し  
・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）  
・交付対象事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[

]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[

]

- (注) 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。なお、交付対象事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
- ・免税事業者の場合は、交付対象事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
  - ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
  - ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付対象事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
  - ・交付対象事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

財 産 管 理 台 帳

事業主体名 \_\_\_\_\_

事業区分	地区名		地区		事業実施年度		平成 年度		農地耕作条件改善事業交付金					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業の内容					工期		経費の配分					耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容		
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分									
							円	国庫交 付金 円	都道府 県費 円	市町村 費 円	その他 円							
	計																	
	計																	
	合計																	

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第9号（第21関係）

平成〇〇年度  
農林水産省所管

農地耕作条件改善事業交付金調書

国			地方公共団体名										備考	
交付対象事業名	交付決定の額	交付率	歳入			歳出								
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫交付金相当額	支出済額	うち国庫交付金相当額	翌年度繰越額	うち国庫交付金相当額		
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	円	
〇〇費														
〇〇費														
その他														

記載要領

- 「交付対象事業名」欄には、交付対象事業の名称のほか、当該交付対象事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付対象事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 交付対象事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付対象事業に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。  
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。